



埼玉県報

第 2991 号
平成 30 年(2018 年)
4 月 6 日
金曜日

目次

規則

- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則（保安課）

管理規程

- 埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程の一部を改正する規程（水道管理課）

告示

- 認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新に係る公告（共助社会づくり課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 小島土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 狭山都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 東松山市と埼玉県との間の公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約

(下水道事業課)

- 羽生市と埼玉県との間の公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約(下水道事業課)
- 坂戸、鶴ヶ島下水道組合と埼玉県との間の公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約 (下水道事業課)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (熊谷建築安全センター)
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その 1 に関する契約の相手方等の公示 (下水道事業課)
- 荒川左岸南部流域下水道ばいじん処分業務委託その 2 に関する契約の相手方等の公示 (下水道事業課)
- 荒川右岸流域下水道乾燥ばいじん処分業務委託に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その 1 に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 中川流域下水道ばいじん処分業務委託その 2 に関する契約の相手方等の公示(下水道事業課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)
- 平成 30 年度第 1 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示 (運転免許課)
- 選挙管理委員会の招集 (選挙管理委員会)
- 平成 30 年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示 (審査調整課)

規 則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月6日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

埼玉県公安委員会規則第5号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則（平成21年埼玉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月6日から施行する。

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程の一部を改正する規程を次のように定める。

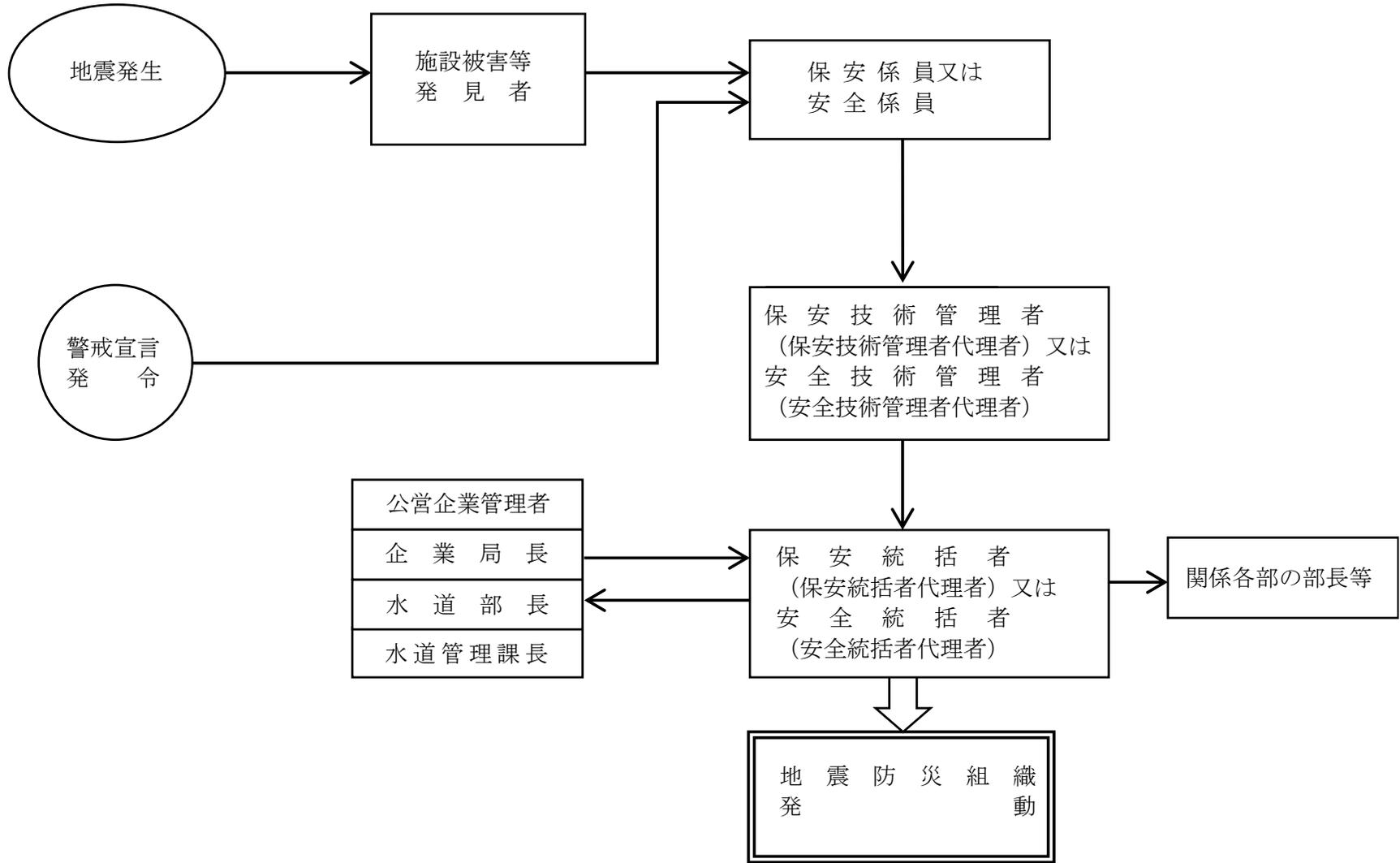
平成三十年四月六日

埼玉県公営企業管理者 立 川 吉 朗

埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局高圧ガス製造施設等地震防災規程（昭和六十年埼玉県公営企業管理規程第六号）の第八条及び別表2を次のように改正する。

第八条 施設等の全部又は一部を停止した後の運転の再開に当たっては、埼玉県企業局高圧ガス危害予防規程（昭和六十年四月一日決裁）第四十三条又は、埼玉県企業局高圧ガス危害予防要領（平成三十年三月三十日決裁）第四十二条の規程に基づき定められた異常時の措置基準により、施設等の点検及び整備を行ない、安全を十分に確認する。



附則

この規程は、平成三十年四月六日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百六十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人さいたまチャイルドライン

二 代表者の氏名

太田 久美

三 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十五番十七号

四 更新後の認定の有効期間

平成三十年四月五日から平成三十五年四月四日まで

告 示

埼玉県告示第三百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武本川越ステーションビル

埼玉県川越市新富町一丁目二十二番地外、二丁目三十四番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐輪場の増設に伴う工事の際は、工事車両の出入り等が考えられます。つきましては、児童、生徒が工事現場付近を通行することを想定し、安全上の十分な配慮をお願いいたします。

二 縦覧期間

平成三十年四月六日から平成三十年五月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第三百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイトプロ川越店

埼玉県川越市福田千十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 小売業者の変更により、店舗改装等の諸工事が行われることが想定されます。それに伴い、工事車両の出入りなど、店舗前面道路（歩道）などの歩行者の通行の危険性が增大することが考えられます。つきましては、工事の際、車両出入り口に誘導員を配置するなど、児童、生徒の安全面での十分な配慮をお願いいたします。

(2) 立体駐車場の二階部分の駐車場へのアクセスについて、以前の店舗と上り下りが逆となり、混乱が予想されることから、運転手にわかりやすく、視認性が良い看板の設置や案内をお願いいたします。

出口への案内についても運転手に混乱が生じないような配慮を願います。

(3) 平面駐車場について、ラバーポールや看板等の設置、適切な路面表示を行うことにより、利用者への配慮をお願いします。

二 縦覧期間

平成三十年四月六日から平成三十年五月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第三百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店ペット・ガーデンセンター

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千三百三十一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

ハ 変更年月日

平成二十九年三月三日

ニ 届出年月日

平成三十年三月二十三日

二 縦覧期間

平成三十年四月六日から平成三十年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年四月六日から平成三十年八月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店農業資材館

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百三十三番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

ハ 変更年月日

平成二十九年三月三日

ニ 届出年月日

平成三十年三月二十三日

二 縦覧期間

平成三十年四月六日から平成三十年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年四月六日から平成三十年八月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢ヶ崎健一郎

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号 外 計四者

（変更後）株式会社ジョイフル本田 代表取締役 矢口幸夫

茨城県土浦市富士崎一丁目十六番二号 外 計四者

ハ 変更年月日

平成三十年一月十日外

ニ 届出年月日

平成三十年三月二十三日

二 縦覧期間

平成三十年四月六日から平成三十年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年四月六日から平成三十年八月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョイフル本田幸手店

埼玉県幸手市大字上高野字菩薩前千二百四十五番一外

ロ 変更の概要

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一六三立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 二二七立方メートル

ハ 変更年月日

平成三十年十一月二十四日

ニ 届出年月日

平成三十年三月二十三日

二 縦覧期間

平成三十年四月六日から平成三十年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年四月六日から平成三十年八月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ妻沼店

埼玉県熊谷市妻沼東二丁目一番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）カスミ妻沼店

埼玉県大里郡妻沼町妻沼東二丁目一番地

（変更後）カスミ妻沼店

埼玉県熊谷市妻沼東二丁目一番地

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計五者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十九年三月一日外

ニ 届出年月日

平成三十年三月十五日

二 縦覧期間

平成三十年四月六日から平成三十年八月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年四月六日から平成三十年八月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小島土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小林完次	埼玉県熊谷市妻沼小島二千六百五十五番地一
同	赤石嘉孝	同 同 二千二十七番地
同	澤田和一	群馬県太田市押切町五百九十五番地
同	赤石勝則	埼玉県熊谷市妻沼小島二千二十一番地
同	赤石高造	同 同 二千二十二番地
同	田中初	同 同 千八百六十四番地
同	富岡浩	同 同 九百五番地二
同	遠藤隆男	同 同 二千七百三十七番地
同	田中健夫	同 同 千九百七番地二
同	高橋功	同 同 二千七百三十八番地
同	野村善雄	同 同 二千九百三十二番地十八
同	赤石仁一	群馬県太田市備前島町三百八十七番地一
同	小林正博	埼玉県熊谷市妻沼小島二千七百九十六番地
同	赤石正明	同 同 二千三十一番地
同	野村一夫	同 同 二千七百八十番地
同	新島敏明	同 同 二千三百八十一番地
同	武林英夫	同 同 二千七百九十三番地九
同	野村孝光	同 同 二千六十六番地一
監事	石原英明	同 同 二千七百九十九番地三
同	小平弘正	同 同 二千六百九十七番地
同	小林高	同 同 二千九百三十二番地十三

二 退任

職名	氏名	住所
理事	小林茂太	埼玉県熊谷市妻沼小島千八百七十九番地一
同	小林完次	同 同 二千六百五十五番地一

告 示

埼玉県告示第三百七十号

平成二十九年埼玉県告示第千二百八十八号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十日終了した旨測量計画機関である入間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十一号

平成二十九年埼玉県告示第千二百八十一号で公示した公共測量は、平成三十年三月十六日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十二号

平成二十九年埼玉県告示第千十一号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十日終了した旨測量計画機関である吉見町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十三号

平成二十九年埼玉県告示第千十二号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である三郷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十四号

平成二十九年埼玉県告示第千三百三十五号で公示した公共測量は、平成三十年三月三十一日終了した旨測量計画機関である鶴ヶ島市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十五号

平成二十九年埼玉県告示第千二百八十二号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である八潮市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十六号

平成二十九年埼玉県告示第千百三十五号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十七号

平成二十九年埼玉県告示第八十八号で公示した公共測量は、平成三十年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十八号

平成二十九年埼玉県告示第千三百五十八号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百七十九号

平成二十九年埼玉県告示第九百三十六号で公示した公共測量は、平成三十年三月九日終了した旨測量計画機関である三芳町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百八十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―二三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市西宝珠花字天神前六百六十四番一 外 二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百七十三立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百八十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一六一八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲字陣屋及び伊勢浦 百五十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千三百九十三・七八立方メートル

告 示

埼玉県告示第三百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

一	番号							
狭山	都市計画 区域名							
狭山市	市町村名							
区域区分 道路	都市計画の 種類及び名称							
平成三十年五 月十六日午後 二時から	期日及び時間							公聴会
狭山市中央公 民館第5学習 室	場 所							
平成三十年四 月六日から平 成三十年四月 二十日まで	提出期間							公述申出書
埼玉県都市整 備部都市計画 課、狭山市都 市計画課	提 出 先							
平成三十年四 月六日から平 成三十年四月 二十日まで	閲覧期間							都市計画の構想
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、狭山市 都市計画課	閲覧場所							

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第三百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、平成三十年四月一日、次の規約のとおり東松山市の公共下水道の汚泥の処理に関する事務を受託した。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

東松山市と埼玉県との間の公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、東松山市（以下「甲」という。）は、公共下水道事業から生ずる脱水汚泥の処理に関する事務の管理及び執行を埼玉県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行は、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務に要する経費は、甲が乙に支払うものとし、当該経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、甲、乙協議の上別に定める。

(経理上の措置)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、埼玉県流域下水道事業会計に計上するものとする。

(損害の賠償)

第5条 甲の責めに帰すべき事由によって乙に損害を与えたときは、甲はその賠償の責めを負うものとし、乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えたときは、乙はその賠償の責めを負うものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、平成三十年四月一日、次の規約のとおり羽生市の公共下水道の汚泥の処理に関する事務を受託した。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

羽生市と埼玉県との間の公共下水道の汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、羽生市（以下「甲」という。）は、公共下水道事業から生ずる脱水汚泥の処理に関する事務の管理及び執行を埼玉県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行は、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務に要する経費は、甲が乙に支払うものとし、当該経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、甲、乙協議の上別に定める。

(経理上の措置)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、埼玉県流域下水道事業会計に計上するものとする。

(損害の賠償)

第5条 甲の責めに帰すべき事由によって乙に損害を与えたときは、甲はその賠償の責めを負うものとし、乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えたときは、乙はその賠償の責めを負うものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

埼玉県告示第三百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十二条において準用する同法第二百五十二条の第十四第一項の規定により、平成三十年四月一日、次の規約のとおり坂戸、鶴ヶ島下水道組合の公共下水道の汚泥の処理に関する事務を受託した。

平成三十年四月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

坂戸、鶴ヶ島下水道組合と埼玉県との間の公共下水道の汚泥の処理に関する
事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、坂戸、鶴ヶ島下水道組合（以下「甲」という。）は、公共下水道事業から生ずる脱水汚泥の処理に関する事務の管理及び執行を埼玉県（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行は、乙の条例、規則その他の規程の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務に要する経費は、甲が乙に支払うものとし、当該経費の額並びにその支払時期及び支払方法は、甲、乙協議の上別に定める。

(経理上の措置)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、埼玉県流域下水道事業会計に計上するものとする。

(損害の賠償)

第5条 甲の責めに帰すべき事由によって乙に損害を与えたときは、甲はその賠償の責めを負うものとし、乙の責めに帰すべき事由によって甲に損害を与えたときは、乙はその賠償の責めを負うものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲、乙協議の上定めるものとする。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年四月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年一月二十二日

指令川建セ第二九〇〇五二号

二 検査済証番号

平成三十年三月三十日

川建セ第二九〇〇五六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字亀ノ甲塚六百五十八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼四百九十六番地一

石井 等

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年四月六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

一 許可番号

平成三十年三月二十九日

熊建セ第〇八二八〇〇〇五二号

二 検査済証番号

平成三十年三月二十九日

熊建セ第四百三十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字原南三千三百九十八番一、三千四百三番十四

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字本郷前三千三百四十六番三、三千三百四十七

番一、三千三百四十八番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡上里町大字七本木三千三百十六番三

社会福祉法人ひまわり会 理事長 前村香宮

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年四月六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

一 許可番号

平成三十年三月十六日

熊建セ第〇八二九〇〇〇三一号

二 検査済証番号

平成三十年四月二日

熊建セ第 二 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字京塚東二千八百六番一、二千八百七番、二千八百八番、二千八百九番、二千八百十番一、二千八百十番二、二千八百十一番一、二千八百二十番、二千八百二十一番、二千八百七番先道路

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県本庄市本庄一丁目一番七号

株式会社横尾材木店 代表取締役 横尾守

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年四月六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

一 許可番号

平成三十年三月十二日

熊建セ第〇八二九〇〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成三十年四月二日

熊建セ第 四 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡神川町大字元原字豊原二百番二十五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区神田錦町三丁目二十番地

日本ピグメント株式会社 取締役社長 加藤龍巳

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道 ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年2月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都港区台場2丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
72,600,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川左岸南部流域下水道 ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川左岸南部下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県さいたま市南区辻8丁目27番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年2月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
32,375,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
荒川右岸流域下水道 乾燥ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
荒川右岸下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県和光市新倉6丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年2月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都港区台場2丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
64,900,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道 ばいじん処分業務委託その1 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年2月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本メサライト工業株式会社
千葉県船橋市西浦3丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
34,500,000円（税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
中川流域下水道 ばいじん処分業務委託その2 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
中川下水道事務所 総務・管理担当
埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年2月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
太平洋セメント株式会社
東京都港区台場2丁目3番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
61,600,000円(税抜き)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当

告 示

埼玉県教委告示第十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年四月六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年四月十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成三十年度埼玉県教科用図書選定審議会委員の任命について

ロ 平成三十年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について

ハ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第53号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成30年4月6日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成30年5月15日（火）

イ 技能審査

平成30年5月26日（土）及び6月4日（月）から6月7日（木）までのうち指定する日

ウ 面接審査

平成30年6月12日（火）から6月15日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成30年4月6日（金）から4月20日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県選管告示第十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年四月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年四月十日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法及び同法施行令等執行規程の一部改正について

イ 埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する規程の一部改正について

ウ その他

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、平成三十年度あつせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

平成三十年四月六日

埼玉県労働委員会会長 野 崎 正

氏名	現職	主要経歴
野崎 正	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉弁護士会副会長
藤本 茂	法政大学法学部教授、 埼玉県労働委員会公益委員	神奈川労働局紛争調整委員会委員（現職）
設楽 あづさ	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	最高裁判所司法研修所教官職
今井 眞弓	弁護士、 埼玉県労働委員会公益委員	東京法務局訟務部付
清水 邦夫	埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県危機管理防災部長
牧田 晴充	U Aゼンセン埼玉県支部支部長、 埼玉県労働委員会労働者委員	U Iゼンセン同盟鹿児島県支部支部長
浅見 明良	N T T労働組合北関東信越総支部執行委員長、 埼玉県労働委員会労働者委員	N T T労働組合北関東総支部執行委員長
藤田 省吾	埼玉県医療介護労働組合連合会書記長、 埼玉県労働委員会労働者委員	全日本赤十字労働組合連合会中央執行委員
持田 明彦	自治労埼玉県本部中央執行委員長、 埼玉県労働委員会労働者委員	自治労小川町職員労働組合委員長
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長、 埼玉県労働委員会労働者委員	自動車総連埼玉地協議長
安原 好夫	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会参事、 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行上海支店長
斎藤 実	株式会社イーシティ埼玉監査役、 埼玉県労働委員会使用者委員	A G S株式会社代表取締役副社長
芦葉 武尊	株式会社芦葉建設代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉県商工会青年部連合会会長
廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会常務理事・ 事務局長、 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行秩父支店長
平石 正治	有限会社乾特殊鑄造所代表取締役、 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鑄物工業協同組合業務委員長（現職）
土田 保浩	埼玉県労働委員会事務局長	
吉田 雄一	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整課長	
安永 陽子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
野口 尚	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
小川 典子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
奥野 はるか	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
古庄 桃子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
宮地 博昭	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	